

社会福祉法人おんど福祉会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おんど福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(業務の種類)

第2条 報酬等を支給する法人業務は、次の各号とする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による決算監査、定期監査及び臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 保育園業務（定例的な式典及び行事への出席は除く）
- (5) 役員等の研修会への参加
- (6) 他の施設の視察業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、報酬等を支給する。

- 2 報酬の額は、1日につき10,000円とする。ただし、前条第1号及び第4号から第7号の法人業務については、従事する時間が2時間未満の場合は、その5割とする。
- 3 前条の業務で、役員等に旅費を支給する場合には、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期及び方法は、次の各項に掲げるとおり行うものとする。

- 2 役員等に対する報酬等は、第2条の業務に従事した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。